

福島県高校生等 **家計急変** による **前倒し**「奨学給付金」給付申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の方に奨学給付金を給付します。
また、**令和7年1～3月の間に家計が急変したことにより奨学給付金の対象世帯に相当すると見込まれる世帯に、奨学給付金を給付します。**

さらに、入学準備等で費用負担の大きい新入生の保護者様を対象に、ご希望の世帯のみ、年額のうち4月～6月までの**3ヶ月分を通常より前倒しで給付します。☆**

(☆前倒し給付を申請しない場合、後日案内のある家計急変世帯向け給付金申請をすることで、年額を一括で給付しますので、忘れずに申請してください。その場合、申請は1回となります。)

制度の概要

新入生限定・希望者のみ

※「所得割非課税世帯相当」かどうかは、「所得金額の求め方」を参照してください。

※申請時に既に家計急変が解消された場合、対象とならない場合があります。

通常の奨学給付金は別途ご案内していますので、そちらをご確認ください。

◆ 前倒し給付の対象となる世帯

令和7年4月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

① 保護者等が福島県内に住所を有すること

※「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。

※保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。

② 下の表の給付区分1～3のいずれかに該当すること

※両親がいる場合、父母ともに給付対象に相当することが必要です。

③ 生徒が令和7年度以降に就学支援金対象校に入学し、基準日に在学していること

※対象校:高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等

◆ 生徒一人当たりの給付額(年額) ※()内は3ヶ月分(前倒し給付分)

給付区分	課程等	国公立	私立	必要書類
1. 家計急変により所得割非課税世帯相当であると認められる世帯	全日制 定時制	143,700円 (35,925円)	152,000円 (38,000円)	裏面A
	通信制 専攻科	50,500円 (12,625円)	52,100円 (13,025円)	裏面A
2. 生徒が専攻科で、家計急変により生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満相当であると認められる世帯(1を除く)	専攻科	10,100円 (2,525円)	10,420円 (2,605円)	裏面B
3. 生徒が専攻科で、家計急変により生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満相当であり、生計維持者の扶養する子(★)が3人以上いると認められる世帯(1及び2を除く)	専攻科	10,100円 (2,525円)	10,420円 (2,605円)	裏面B

★「扶養する子」とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でないものです。市町村民税における扶養の判定より後に生まれた子等も含めます。なお、生徒が生計維持者の扶養親族である必要があります。

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込

※振込の前に給付決定通知書を郵送します。

【注意】

◎年額のうち、残りの9ヶ月分については、7月1日現在の状況で判断するため、7月1日以降に改めて申請してください。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(※確認チャート参照)を添えて、下記【お問い合わせ先】まで直接郵送
(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます)

◆ 提出期限

令和7年6月20日(金)

注意事項

・対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。

【お問合せ先】

福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当

〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775

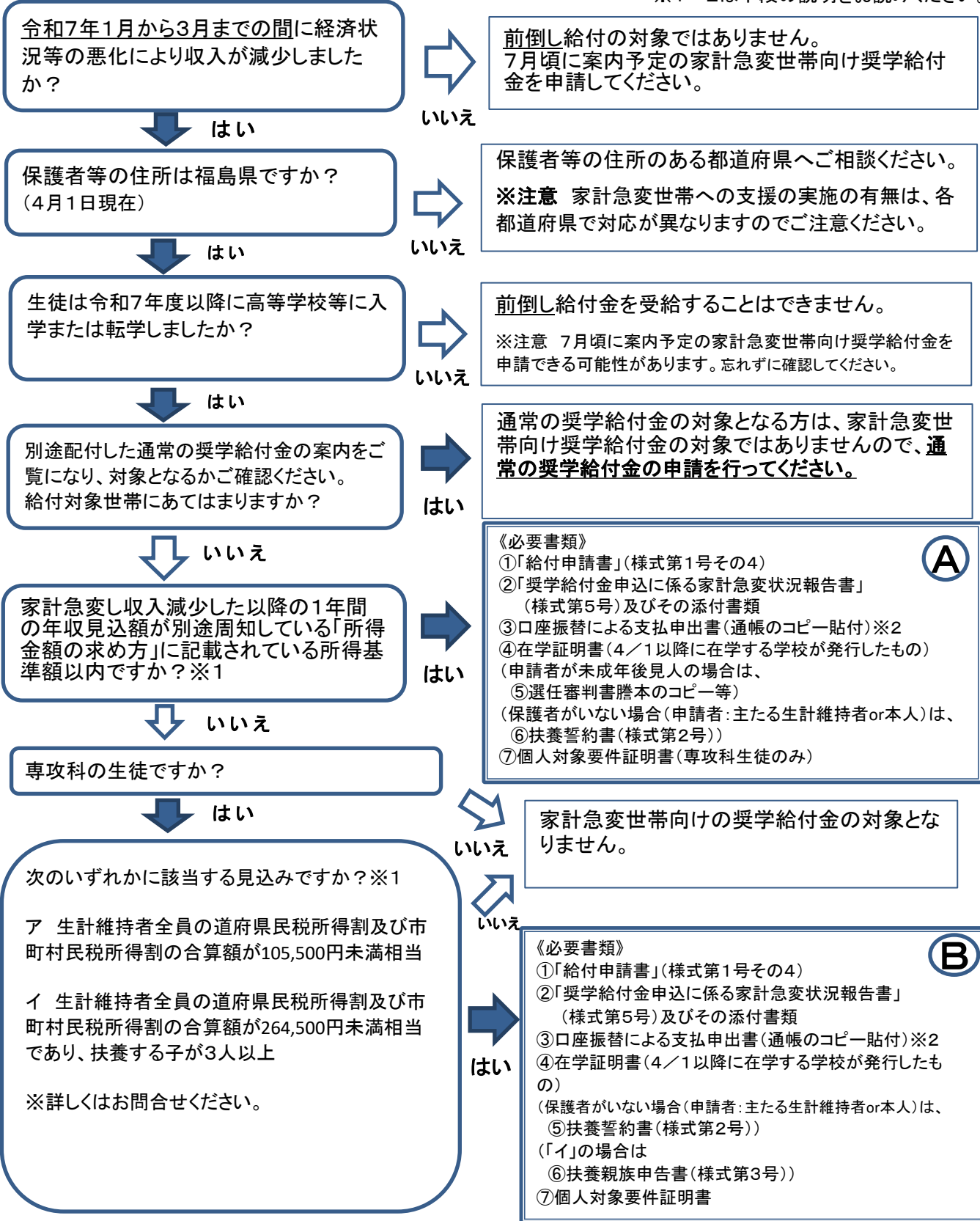
メールアドレス k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

福島県奨学給付金

検索

< 家計急変 による 前倒し 「奨学給付金」 必要書類等 確認チャート >

※1～2は下段の説明をお読みください。



※1 家計急変発生日の属する月の翌月以降の1年間(ただし家計急変発生日が月の初日である場合は家計急変発生日の属する月以降の1年間)

※2 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。
通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。
過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。(この場合、通帳コピーは不要)

□ 授業料以外の教育費(教材費、学用品費、修学旅行費等)を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。
学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。